

各関係機関・団体長 様

愛媛県病虫害防除所長

病虫害防除技術情報（第 7 号）の送付について

このことについて、下記のとおりお知らせしますので、御参照の上、防除指導方よろしくお願ひします。

記

1. 情報の内容 **トビイロウンカの初確認と防除の徹底について**

2. 発生経過

令和 3 年 7 月 26 日、伊予市のヒノヒカリ栽培圃場において、10 株払落し調査を実施したところ、トビイロウンカの長翅雌成虫 1 頭の発生を確認した。

また、海外飛来性害虫のセジロウンカと同時期に飛来しているとみられるが、県下 6 地点の予察灯での飛来は 7 月 25 日現在、未確認である。

3. 防除対策

- (1) 本虫は、株元で局所的に世代を繰り返し、急速に密度を高めて坪枯れ被害を引き起こす。
また、圃場間・圃場内で発生に偏りがあることに留意し早期発見に努める。
- (2) 本虫に対しては、イミダクロプリド剤やチアメトキサム剤、クロチアニジン剤の感受性低下が報告されている。このため、育苗箱施用時にこれらの剤を使用している圃場では今後の密度が急速に高くなる可能性があるため、発生に注意する。
- (3) 早期水稲では、出穂期以降に坪状に黄化してくる場合、直ちに応急防除を実施するとともに可能な限り収穫を早めて被害の拡大を防ぐ。
- (4) 普通期水稲では、上記(2)の感受性低下が報告されている薬剤を施用している場合、出穂期までに本虫に効果のある粒剤等の施用が増殖抑制に有効と考えられる。
- (5) 早期水稲、普通期水稲いずれも移植時に長期残効性の箱施用剤を実施している圃場では、早急に追加防除は必要ないが、出穂期の基幹防除は必ず実施する。
- (6) 要防除密度は、7 月下旬～8 月上旬にかけて成幼虫数が 10 株当たり 1 頭、8 月中旬～下旬にかけて成幼虫数が 10 株当たり 30～50 頭であり、この密度に達した圃場では即時防除を実施する。
- (7) 薬剤は県防除指針を参照し、適用作物、使用回数、使用時期、使用量、使用方法等の使用基準を遵守する。また、風向き等に注意し周辺作物への飛散防止を念頭に置き、周辺環境（ミツバチ等）への配慮を怠らない。